

令和5年7月13日

自衛隊の物資輸送に供する無人機に関する情報・提案要求書

1 要求の目的

(1) 官側のニーズ

先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。この中で、「無人機の活用」が今後の戦いの鍵と想定されるところ、自衛隊の部隊展開において大量の補給品等の無人機による物資輸送が重要である。そのような中、南西諸島等に展開する部隊、離島やへき地に所在する駐屯地又は基地、艦艇等への補給品等の輸送は、海上・航空輸送等に依存せざるを得ず、その一部を無人機による物資輸送手段を活用することで省人化・効率化する必要がある。

(2) 募集の目的

自衛隊における無人機による物資輸送手段の一つとして、様々な場面で輸送できる無人機の早期装備化に向けて、企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえ、その早期装備化に向けて、今年度から適切な事業者企業等との契約の準備を進めていく。

(3) 情報・提案を求める無人機の概要（一法人で複数選択可能）

種別	概要
無人機 A	小型で軽量の物資を、例えば、南西地域における主要島嶼内で物資輸送及び地雷等の障害敷設・処理を往復で実施できる無人航空機
無人機 B	大型で高重量な物資を、例えば、南西諸島の主要島嶼から洋上を飛行して隣接する島嶼（無人島含む）等に輸送し、無補給で帰還できる無操縦者航空機
無人機 C	大型で高重量な物資を、例えば、護衛艦から護衛艦に輸送し、かつ艦上で管理・運用できる無操縦者航空機
無人機 D	小型で軽量の物資を、例えば、国内の基地から日本周辺を航行中の艦艇に輸送し、無補給で帰還できる無操縦者航空機若しくは無人航空機又は同等の役務
無人機 E	物資の形状や重量を問わず様々な物資を、国内の基地・駐屯地間で輸送できる無人航空機若しくは無操縦者航空機又は同等の役務
革新的な輸送ソリューション	上記によらず、自衛隊の様々な輸送ニーズを満たし得る革新的な輸送ソリューション

(4) 装備化までの望ましいスケジュール

種別	初期型装備品等（1）の装備化の時期	備考（2）
無人機 A	遅くとも令和11年度（2029年度）	遅くとも令和8年頃（2026年頃）までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性及費用対効果を判断できるようにすること
無人機 B	遅くとも令和10年度（2028年度）	遅くとも令和7年頃（2025年頃）までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性及費用対効果を判断できるようにすること

	無人機 C	遅くとも令和 11 年度 (2029 年度)	遅くとも令和 7 年頃(2025 年頃)までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること
	無人機 D	遅くとも令和 9 年度 (2027 年度)	遅くとも令和 7 年頃(2025 年頃)までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること
	無人機 E	遅くとも令和 8 年度 (2026 年度)	遅くとも令和 5 年頃(2023 年頃)までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること
	革新的な輸送ソリューション	遅くとも令和 9 年度 (2027 年度)	令和 6 年頃(2024 年頃)までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行い、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること

1) 「初期型装備品等」: 運用上、必須の機能を満たす装備品等をいう。

2) 事業着手にあたって、提案内容の実現性、有用性、費用対効果等を予め確認する必要があるとあって、要すれば、試作機や実機を用いて国内で運用実証等の事業(以下「概念実証事業」という。)を行う必要があるとあれば、今年度以降、それぞれ所要の契約を締結の上、備考に掲げる時期までに完了させる。

2 提出を求める事項

○: 必須事項

: 提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項(記述しない場合はその理由を付記)

項目	無人機の種別						革新的な輸送ソリューション
	無人機 A	無人機 B	無人機 C	無人機 D	無人機 E		
官側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手段など	○	○	○	○	○	○	
当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○	○	○	○	○	○	
当該提案等を初期型装備品等として装備化する場合に実現できる性能	○	○	○	○	○		
初期型装備品等の装備化までのロードマップやスケジュール	○	○	○	○	○		
初期型装備品等の装備化に要するコスト(概念実証事業を行う必要があると考えている場合は当該コストも含める)	○	○	○	○	○		
初期型装備品等の装備化後、改良してバージョンアップする余地がある場合は、バージョンアップした装備品等(以下「能力向上型装備品等」という)の性能と装備化までのロードマップ							

初期型装備品等の国内における量産品の製造・維持整備基盤の具体的な体制	○	○	○	○	○	
装備化に際して官側の協力が必要な事項						
事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	○	○	○	○	○	
今年度以降、概念実証事業を行う必要がある場合は、当該事業に要する厳密なコスト、実施すべき内容、作業体制						
概念実証事業や初期型装備品等/能力向上型装備品等の実現の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）。また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているもの	○	○	○	○	○	
運用に際しての国内法令との適合性や同法令に基づく又は準じた安全性等の確保要領。ただし、提案内容が海外で開発製造されるものである場合、外国政府による耐空証明等の取得の有無又は申請状況や取得の見通しも含める	○	○	○	○	○	
情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○	○	○	○	○	○
初期型装備品等/能力向上型装備品等の装備化に際して、オープンソース、COTSを利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別						
代替案分析（競合する客観的な複数選択肢を提示し、定量的なデータをもとに提案内容が費用対効果に優れていることを分析(ライフ・サイクル・コスト含む)）						

）上記のいずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

3 提出方法等

(1) 意思表示

情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和5年7月21日1700時(必着)までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先等を明記の上、メール又は郵送により、提案しようとしている無人機の種別を選択・明記の上、情報・提案書を提出する意思があることについて大臣官房参事官付に提出すること。

また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5 - 1 D棟3階 防衛省大臣官房参事官付

(2) 情報・提案書の提出締め切り

	無人機 A	令和5年(2023年)8月4日1700時まで(必着)
	無人機 B	
	無人機 C	令和5年(2023年)8月31日1700時まで(必着)
	無人機 D	
	無人機 E	
	革新的な輸送ソリューション	令和6年(2024年)3月29日1700時まで(必着)

(3) 提出方法等

複数の種別に対して情報・提案書を提出する場合は、それぞれ別個に提出すること
上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。

提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。

提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。

担当者の連絡先(氏名、所属、電話番号、メールアドレス等)を提供資料に記入すること。

4 官から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、提案しようとしている無人機の種別に応じて、以下の資料を提供する。ただし、「情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書」(別添1)と、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」¹第2条第3項又は第4項の規定に基づき、防衛省から確認を受けたことを示す直近の資料の写しを提出することを条件とする。なお、当該資料を受領できない企業等であっても、情報・提案書の提出は可能とする。

無人機 A 「運用ニーズ A」

無人機 B 「運用ニーズ B」

5 その他

(1) 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。

(2) 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。

(3) 提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。

¹ https://www.mod.go.jp/j/budget/chotatsu/naikyoku/keiyakujoko/tokuyaku/07_20230522.pdf

- (4) 提出した情報・提案書は返却しない。
- (5) 情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- (6) 情報・提案書の内容は、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- (7) 参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- (8) 個別の質問に官側が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- (9) 提出された情報・提案書に対する省内の評価や検討の進捗等に関する質問には回答しない。

6 問い合わせ先

- (1) 早期装備化実証推進事業全般に関すること

防衛省大臣官房参事官付

メールアドレス soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

電話番号 03-3268-3111(内線 36910,36907)

- (2) 情報・提案要求書の内容に関すること

種別	担当部署	メールアドレス	内線番号 (代表) 03-3268-3111
無人機 A	陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室又は同開発室	cpb_integ_office_g@ext.gso.mod.go.jp	41259
無人機 B		mat_r_d_eqpt_1gp_g@ext.gso.mod.go.jp	41779
		cpb_integ_office_e@ext.gso.mod.go.jp	40576
		mat_r_d_eqpt_1gp_h@ext.gso.mod.go.jp	41778
無人機 C	海上幕僚監部防衛部 装備体系課	iwasaki_takahiko@ext.mso.mod.go.jp	51563
無人機 D	海上幕僚監部装備計画部 装備需品課	kudo_hironaga@ext.mso.mod.go.jp	51914
無人機 E	航空幕僚監部科学技術官 又は装備計画部補給整備課又は防衛部防衛課	asst1102@ext.aso.mod.go.jp	60932
		asst1111@ext.aso.mod.go.jp	60939
		asld4503@ext.aso.mod.go.jp	60755
		asdp1114@ext.aso.mod.go.jp	60505
革新的な輸送ソリューション	防衛省防衛政策局 戦略企画参事官付	soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp	22615
			22687

情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書

当社は、情報・提案要求書（令和5年7月13日）に基づき官から提供する情報のうち、取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「注意文書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、注意文書等の保全を確実にし、万が一、注意文書等の漏えいの事実があった場合には、注意文書等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに注意文書等の全てを防衛省大臣官房参事官（以下「担当官」という。）に返却します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ注意文書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。その際、当該社が外国の企業の場合には、あらかじめ担当官の許可を得てから、当社は当該社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社は注意文書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて注意文書等を供覧しません。
- 6 当社は、注意文書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、注意文書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に担当官に提出します。

- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は注意文書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせず、又は近づかせません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により注意文書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要と認めたとき、当社は注意文書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、注意文書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに担当官へ報告します。

令和 年 月 日

大臣官房参事官 殿

企 業 名
所 在 地
代表者氏名